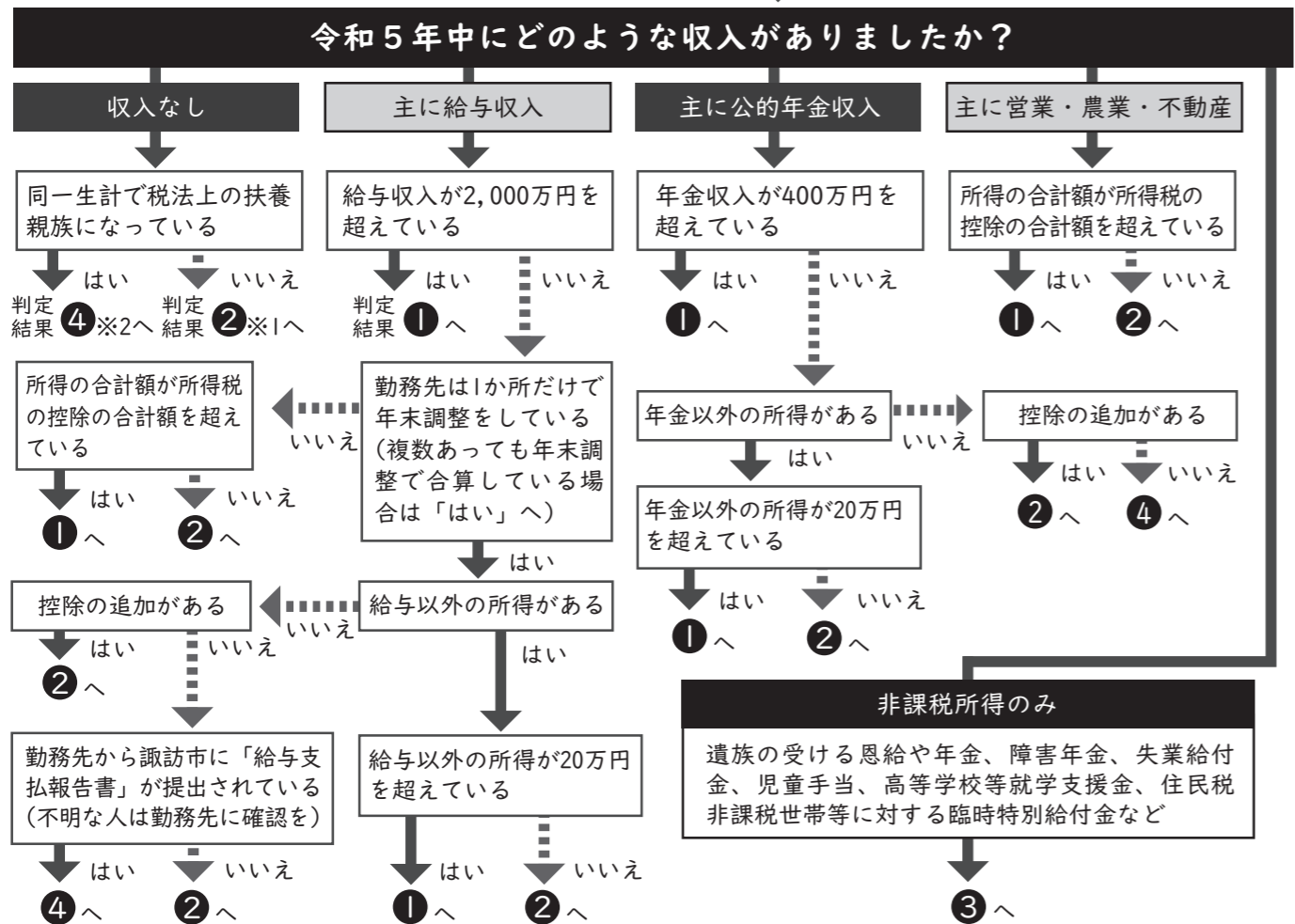
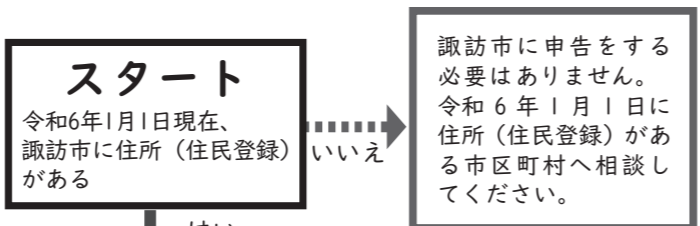


あなたは市・県民税の申告が必要？ フローチャート(下図)を参考に確認してください。

●申告書の作成はご自宅でもできます

インターネットや郵送での申告なら、混雑する申告会場での待ち時間を避けられます。ぜひご利用ください。
 ○確定申告書は、国税庁のホームページにある「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Taxで送信するか郵送で提出することができます。
 ○市・県民税申告書は、市のホームページから用紙をダウンロードして作成し、郵送で提出することができます。なお、希望される人には用紙を郵送しますので、お問い合わせください。



【判定結果】 フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点はお問い合わせください。

①	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告をすれば、市・県民税の申告は必要ありません。また、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当する事項・金額などがあれば記入してください。
②	市・県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収済みで、申告によって所得税の還付を受ける際は、確定申告が必要です。 ※1 前年中に収入がなかった人でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者は、保険税(料)の軽減や算定にも関係するので、必ず「収入なし」の申告をしてください。
③	市・県民税の申告が必要な場合があります	「収入なし」の申告が必要です。前年度までに遺族・障害年金の申告をしている人、同一生計で税法上の扶養親族になっている人は、申告は不要です。
④	確定申告、市・県民税の申告は必要ありません	※2 一年間の収入がなく、税法上の扶養親族となっている人でも、各種手当を申請する際に、市・県民税の申告が必要となる場合があります。

申告書の提出場所・お問い合わせ先

〒392-8511 諏訪市高島1丁目22番30号
 諏訪市役所 総務部 税務課 市民税係 (市役所1階 税務課8番窓口)
 電話 52-4141 内線 131・132・133

所得や控除の計算等でご不明の際は、関係書類をお持ちのうえ市の申告相談会にお越しいただくか、お気軽にお問い合わせください。
 ※市の申告相談会で申告する際には、今回お送りした市・県民税(住民税)申告書を必ず持参してください。

令和6年度 市・県民税(個人住民税)申告のご案内

今年も、市・県民税(個人住民税)の申告をしていただく時期となりました。
 令和5年1月1日から12月31日までの所得などについて記入し、郵送または、下記の日程により市役所の申告相談会場で申告してください。
 ただし、このご案内が届いた方でも、申告をしなくてもよい場合があります。事前に下記およびフローチャートで申告が必要か否かをご確認ください。

【提出期限】令和6年3月15日(金)まで

市・県民税の申告が必要な人

- 令和6年1月1日現在、諏訪市に住所(住民登録)があり、次に該当する人
- 前年において給与所得のほかにも所得(営業等・農業・不動産・太陽光発電による売電収入・配当(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税率が20.42%のもの)・個人年金・学資保険や生命保険の満期や解約などによって受ける一時金など)があった人
 - 前年において内職・家事手伝い・土木事業専従者・日雇・パート・アルバイトなどの所得があり、所得税の精算が必要ない人
 - 生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除等の各種控除を受けようとする人
 - 前年中に収入がなく、誰の扶養親族にもなっていない人

●公的年金等の収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は必要ありませんが、公的年金等以外の所得がある場合や普通徴収(納付書・口座振替)により納付した保険料などの社会保険料控除を受ける人、生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除や源泉徴収票に載っていない扶養控除などを受ける場合は、市・県民税の申告が必要です。ただし、所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要です。
 ●前年中に収入がなかった人は、収入がない旨の申告が必要です。国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定、各種年金や手当の支給にあたり申告が必要となりますので、該当する人は必ず申告してください。

市・県民税の申告をしなくてもよい人

- 令和5年分所得税の確定申告書を提出する人
 - 前年中の所得が給与所得のみの人(勤務先から諏訪市へ令和6年度給与支払報告書が提出されている場合)
 - 前年中の所得が公的年金等(日本年金機構や企業からの老齢年金・厚生年金など)のみの人(個人で契約している生命保険などの年金は申告が必要です)
 - 前年中に収入がなかった人で、年末調整や確定申告、市・県民税の申告をした人に扶養親族とされた人
- ※上記①～③にあてはまる人でも、住民税の控除を追加したい場合、申告書には追加したい控除内容のみ記載しても構いません。

市・県民税の申告書の記入方法

郵送・窓口持参の方は、裏面を参照のうえご記入ください。

市・県民税の申告相談日程

令和6年より、申告相談会は諏訪市役所のみで開催します。

相談会場の統一化は、個人情報記載書類の紛失防止やバリアフリー対応を目的としています。ご理解とご協力をお願いします。

申告相談会場…諏訪市役所 201 会議室 受付時間…午前9時～11時30分、午後1時～4時

月	日	曜日	相談地区
2月	16日	金	四賀(武津、桑原、細久保、普門寺)、沖田町
	19日	月	四賀(神戸、飯島、赤沼、郊外、開拓地)
	20日	火	中洲(中金子、福島、福島新町、北福島)、南町
	21日	水	中洲(神宮寺、上金子、下金子)
	22日	木	湖南(田辺、大熊、あさひ区)
	26日	月	湖南(北真志野、南真志野)
	27日	火	豊田(有賀、小川)
	28日	水	豊田(文出、上野、覗石)、後山、板沢、青木沢
	29日	木	大和、湯の脇

月	日	曜日	相談地区
3月	1日	金	湖岸通り、諏訪、岡村
	4日	月	元町、清水、榑町、赤羽根、小和田、小和田南
	5日	火	末広、大手、杉菜池、城南、上川
	6日	水	角間新田、金山、くるみ台、茶白山、立石町、尾玉、緑ヶ丘、強清水、桜ヶ丘、双葉ヶ丘
	7日	木	洪崎、高島
	8日	金	
	11日	月	
	12日	火	上記日程で都合がつかない方
	13日	水	
	14日	木	